

福岡県公報

平成二十七年九月一日
第三千七百二十四号
増 刊 ①

目 次

規 則 (第五十三号)

○福岡県総合計画審議会規則の一部を改正する規則

(総合政策課) …………… 一

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部

改正

(市町村支援課) …………… 一

規 則

福岡県総合計画審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年九月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十三号

福岡県総合計画審議会規則の一部を改正する規則

福岡県総合計画審議会規則(昭和六十一年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三十一人」を「四十一人」に改める。

第四条第一項第一号中「二十人」を「三十人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第九十七号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委

員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表八女市の項中

| | | | |
|-----------------|---|---|---------------|
| 八女市迎春コミュニティセンター | 〃 | 〃 | 上辺春三九三番地一 |
| 八女市迎春コミュニティセンター | 〃 | 〃 | 上辺春三九三番地一 |
| 八女市鷺西ふれあいセンター | 〃 | 〃 | 黒木町木屋六〇七九番地 |
| 八女市剣持ふれあいセンター | 〃 | 〃 | 大淵八四七三番地一 |
| 八女市平野ふれあいセンター | 〃 | 〃 | 北大淵一七三四番地二 |
| 八女市枝折ふれあいセンター | 〃 | 〃 | 北大淵五九三七番地三 |
| 八女市黒木地域交流センター | 〃 | 〃 | 桑原二〇七番地 |
| 八女市田代農村活性化センター | 〃 | 〃 | 田代一一九三番地二 |
| 八女市迎春ふれあいセンター | 〃 | 〃 | 立花町上辺春九六一番地 |
| 八女市立花総合保健福祉センター | 〃 | 〃 | 谷川一一五六番地 |
| 八女市立花活性化センター | 〃 | 〃 | 下辺春三三一一番地 |
| 八女市東山地域ふれあいセンター | 〃 | 〃 | 上陽町上横山三四八四番地一 |
| 八女市農村婦人の家 | 〃 | 〃 | 久木原一九二八番地一 |
| 八女市上陽体育館 | 〃 | 〃 | 北川内九三五番地 |
| 八女市矢部体育館 | 〃 | 〃 | 矢部村北矢部鬼塚(河川敷) |
| 八女市矢部多目的交流ホール | 〃 | 〃 | 北矢部一一〇七五番地 |
| 八女市椋谷地域交流センター | 〃 | 〃 | 星野村五四七五番地二 |
| 八女市小野地域交流センター | 〃 | 〃 | 二四〇〇番地 |
| 八女市星野総合体育館 | 〃 | 〃 | 九五六四番地 |

同表みやま市の項中

| | | | |
|--------------|---|---|--------------|
| 市営住宅さくら団地集会所 | 〃 | 〃 | 瀬高町文廣一九四五番地一 |
| 市営住宅さくら団地集会所 | 〃 | 〃 | 瀬高町文廣一九四五番地一 |

を

に改め、

を

に改める。

市営住宅岩津団地集会所

〃

高田町岩津八二〇番地九